

令和4年8月2日

新型コロナウイルスの感染の確認について

昨日（8月1日）は、県内で衛生環境研究所、診療・検査医療機関で合わせて3,670件程度の検査を実施し、新型コロナウイルスの陽性者が2,232名（うちみなし陽性133名）確認されました。また、これらの検査に加え、無料検査所で1,660件（1日平均）の検査を実施しています。

[陽性者の内訳]

- ・陽性者との接触あり：552名
- ・陽性者との接触なし又は調査中：1,680名

○陽性者の概要（72,294人目～74,525人目）

年代	居住地 (陽性者との接触あり・接触なし又は調査中)	職業
10歳未満 : 316名	松山市 : 975名 (148・827)	公務員 : 17名
10代 : 326名	今治市 : 185名 (27・158)	会社役員 : 7名
20代 : 256名	宇和島市 : 92名 (42・50)	会社員 : 255名
30代 : 322名	八幡浜市 : 58名 (33・25)	自営業 : 41名
40代 : 336名	新居浜市 : 251名 (52・199)	医療関係 : 47名
50代 : 237名	西条市 : 194名 (80・114)	福祉関係 : 64名
60代 : 187名	大洲市 : 51名 (28・23)	未就学児 : 175名
70代 : 113名	伊予市 : 66名 (11・55)	児童・生徒 : 365名
80代 : 67名	四国中央市 : 105名 (65・40)	学生 : 20名
90歳以上 : 34名	西予市 : 33名 (4・29)	教職員 : 18名
調査中 : 38名	東温市 : 61名 (9・52)	アルバイト : 7名
	上島町 : 3名 (0・3)	団体役員 : 1名
	久万高原町 : 1名 (1・0)	団体職員 : 17名
	松前町 : 62名 (23・39)	無職 : 256名
	砥部町 : 34名 (18・16)	議員 : 1名
	内子町 : 19名 (0・19)	調査中 : 941名
	伊方町 : 6名 (1・5)	
	松野町 : 7名 (1・6)	
	鬼北町 : 7名 (2・5)	
	愛南町 : 17名 (4・13)	
	東京都 : 1名 (1・0)	
	大阪府 : 1名 (0・1)	
	兵庫県 : 1名 (1・0)	
	広島県 : 1名 (0・1)	
	沖縄県 : 1名 (1・0)	
性別		
男性 : 1085名		
女性 : 1114名		
調査中 : 33名		
症状の有無		
あり : 885名		
※全て軽症		
なし : 18名		
調査中 : 1329名		

○陽性者の年代内訳

保健所	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳以上	調査中	計
四国中央保健所	12	20	14	14	13	21	5	4	1	1	0	105
四国中央市												
西条保健所	58	61	47	63	69	43	28	16	14	12	36	447
新居浜市、西条市												
今治保健所	21	20	26	43	27	15	22	10	4	1	0	189
今治市、上島町												
松山市保健所	157	140	115	135	161	102	77	44	33	11	0	975
松山市												
中予保健所	40	36	27	36	28	24	17	8	4	3	1	224
伊予市、東温市、久万高原町 松前町、砥部町												
八幡浜保健所	12	30	11	15	23	24	22	22	8	1	0	168
八幡浜市、大洲市 西予市、内子町、伊方町												
宇和島保健所	16	19	16	16	15	8	16	9	3	5	1	124
宇和島市、松野町 鬼北町、愛南町												
計	316	326	256	322	336	237	187	113	67	34	38	2,232

※県外在住者は管轄保健所に含まれる

○検査状況

検査種別	検査数	陰性	陽性
県衛生環境研究所等	2,318	1,436	2,232
診療・検査医療機関（※1日平均）	1,350		
昨日計（行政検査） <A>	3,668	1,436	2,232
（参考）無料検査所の検査数（※1日平均） 	1,660	-	-
（参考）1日あたりの検査総数 <A+B>	5,328	-	-

※毎週金曜日に直近1週間の検査数を集計し、計上。

累計（行政検査）	457,267	382,767	74,500
----------	---------	---------	--------

○ゲノム解析結果（対象：R4.6.19以降の陽性者）

オミクロン株確定	昨日の結果	累計
		278

県では、感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のための情報の公表を行いますが、同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。
報道機関各位におかれては、報道に当たり、プライバシー保護に御配慮ください。